三条第二十九項」を「法第五条の二第十五項」に、「同条第三十六項」を「施行令第三条第十八項」に、「同条第三十七項」を「同条第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第四十項中「第三条第三十七項」を「第三条第十九項」に、「第三十二項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第四十一項を削り、同条第四十二項中「第五条の二第二十一項に」を「第五条の二第十六項に」に改め、同項第一号中「第五条の二第二十一項」を「第五条の二第十六項」に改め、同項第二号中「第五条の二第十一項に規定する非課税区分口座又は同条第十二項に規定する非課税区分口座の設定を受けている者」を「第五条の二第十六項に規定する非課税適用申告書を提出した者」に、「これらの非課税区分口座の設定を受けている者」を「当該非課税適用申告書を提出した者」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　前号に規定する非課税適用申告書を提出した者が第一号に規定する適格外国仲介業者から振替記載等を受けている振替国債又は振替地方債（それぞれその利子につき法第五条の二第一項又は第五項後段の規定の適用を受けたものに限る。）の銘柄

第三条の十八第四十二項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「法第五条の二第十一項に規定する非課税区分口座又は同条第十二項に規定する非課税適用申告書を提出した者」を「同条第十一項に規定する非課税区分口座又は同条第十二項に規定する非課税区分口座の設定を受けている者の前号イ(2)に規定する利子の額の合計額、同号ロ(2)に規定する利子の額の合計額及び同号ロ(3)」を「非課税適用申告書を提出した者の前号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　前号に規定する振替国債又は振替地方債の銘柄ごとの利子の支払年月日及びその利子の額

第三条の十八第四十二項を同条第二十三項とし、同条第四十三項中「適格口座管理機関」を「特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関」に、「第三条第四十三項」を「第三条第二十項」に改め、同項第一号中「第五条の二第十一項に規定する書類又は同条第十二項に規定する書類の提出」を「第五条の二第十五項の規定による通知」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　振替国債又は振替地方債の銘柄及び支払期ごとの前項第四号に規定する利子の額の合計額　第十九項第二号に規定する償還金の額に対応するものとして支払われた利子の額

第三条の十八第四十三項第四号中「前項第四号」を「前項第五号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第四十四項中「第三条第四十四項」を「第三条第二十一項」に、「第三十二項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第四十五項中「適格口座管理機関」を「特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関」に、「第三条第四十三項」を「第三条第二十項」に、「同条第四十四項」を「同条第二十一項」に、「同条第四十五項」を「同条第二十二項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第四十六項中「第三条第四十五項」を「第三条第二十二項」に、「第三十二項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第四十七項から第五十項までを削り、同条第五十一項中「法第五条の二第二十五項」を「法第五条の二第十七項」に改め、「。次項において同じ」を削り、「同条第二十五項」を「同項」に、「第七項、第九項、第十一項、第十五項から第十八項まで、第二十項、第二十三項、第二十六項から第二十九項まで、第三十一項及び第四十七項」を「第九項、第十二項、第十四項、第十六項及び第十八項」に改め、「、第二項第三号、第五項第二号、第七項第一号、第九項第二号、第十七項第一号、第十八項第一号、第二十三項、第二十六項第三号及び第四号、第二十七項第六号及び第七号並びに第三十一項中「特定振替機関等」とあるのは「特定受託者」と、第五項第三号、第九項第四号、第十七項第二号、第十八項第二号、第二十七項第五号及び第二十八項第二号中「特定振替機関等」とあるのは「特定受託者に係る特定振替機関」と、第十一項第二号及び第三号並びに第二十八項第三号イ中「特定振替機関等」とあるのは「特定振替機関」とするほか」を削り、同項の表を次のように改める。

第二項第二号	
第五条の二第一項に規定する特定振替機関等	第五条の二第十七項に規定する信託の受託者
特定振替機関等」という	特定受託者」という。）に係る法第五条の二第七項第一号に規定する特定振替機関（当該特定受託者が受託者である同条第四項に規定する信託の信託財産に属する同条第一項に規定する振替国債又は振替地方債の同条第七項第六号に規定する振替記載等に係る同項第一号に規定する特定振替機関に限る。以下この条において同じ
特定振替機関等	特定受託者
特定振替機関等	特定受託者
第二項第三号及び第三項第一号	特定振替機関等	特定受託者
第五項第二号	特定振替機関等	特定受託者
第五項第四号	特定振替機関等	特定受託者に係る特定振替機関
第九項並びに第十二項第三号及び第四号	特定振替機関等	特定受託者
第十四項第五号	特定振替機関等	特定受託者に係る特定振替機関
第十四項第六号及び第七号	特定振替機関等	特定受託者
第十六項第二号	特定振替機関等	特定受託者に係る特定振替機関
第十六項第三号イ	特定振替機関等	特定振替機関
第十八項	特定振替機関等	特定受託者

第三条の十八第五十一項を同条第二十八項とし、同条第五十二項及び第五十三項を削り、同条第五十四項中「第三条の十八第九項第三号」を「第三条の十八第五項第三号」に改め、同項を同条第二十九項とする。

第三条の十九第一項を削り、同条第二項中「第五条の三第一項第一号」を「第五条の三第一項」に、「書類」を「非課税適用申告書」に、「この項及び第五項第二号」を「この条」に改め、同項第一号中「第五条の三第五項」を「第五条の三第九項」に改め、「及び次項第一号」を削り、「前項各号」を「前条第一項各号」に、「、次項第一号及び第七項第一号」を「及び第十四項第一号」に改め、同項第二号中「特定振替機関等（以下この条」を「特定振替機関等（次号及び第十六項」に、「法第五条の三第四項第四号」を「同条第四項第四号」に改め、同項第三号中「及び第四項第二号」を「、第四項第一号及び第九項第一号」に、「次項第二号及び第四項第一号」を「次項第一号、第五項第一号及び第九項第一号」に改め、同項第四号中「前項第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同項第六号中「第五条の三第五項」を「第五条の三第九項」